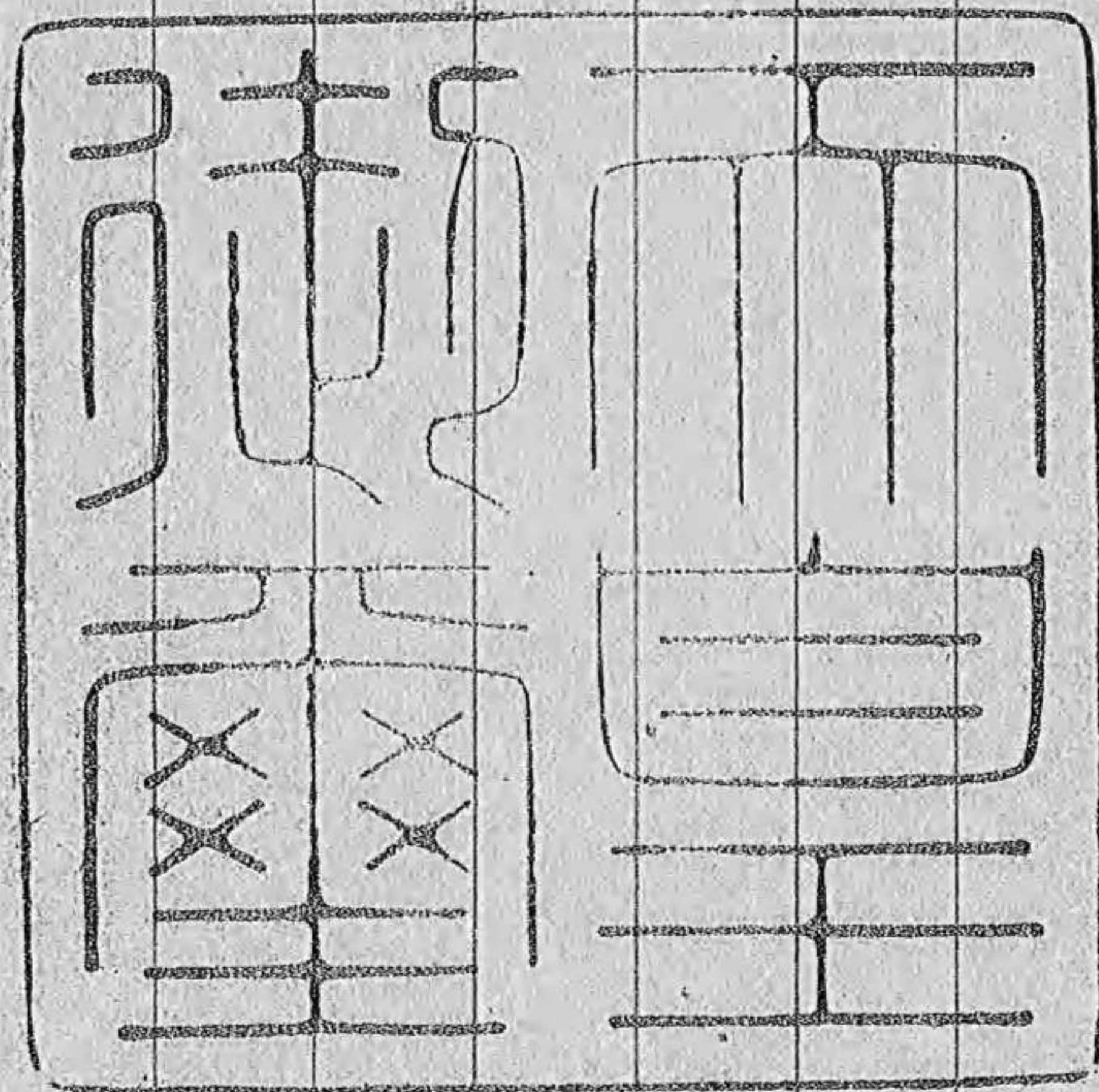


万國郵便條約をここに公
布する。

裕仁



昭和二十三年七月一日

内

閣

内閣総理大臣 芦 田 均

條約第一号

アフガニスタン國、南アフリカ連邦、アルバニア人民共和國、ドイツ國、アメリカ合衆國、アメリカ合衆國の属地全体、サウディ・アラビア王國、アルゼンティン共和國、オーストラリア連邦、オーストリア國、ベルギー國、ベルギー國のコンゴ植民地、白ロシア・ソヴィエト社会主義共和國、ボリヴィア國、ブラジル國、ブルガリア人民共和國、カナダ、チリ國、中華民國、コロンビア共和國、朝鮮、コスタ・リカ共和國、キューバ共和國、デンマーク國、ドミニカ共和國、エジプト國、サルヴァドル共和國、エクアドル國、スペイン國、スペイン國の殖民地全体、エチオピア國、フィンランド國、フランス國、アルジェリー、印度支那、フランス共和國のその他の海外領土と海外領土として統治される地域との全体、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國、殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う委任統治又は信託統治の下にある地域とを含む英國の海外領土全体、ギリシャ國、グアテマラ國、ハイティ共和國、ホンデュラス共和國、ハンガリー國、インド、イラン國、イラク國、アイルランド國、アイスランド共和國、イタリア國、日本國、レバノン國、リベリア共和國、ルクセンブルグ國、モロッコ國（スペイン地帯を除く）、モロッコ國（スペイン地帯）、メキシコ國、ニカラグア國、ノールウェー國、ニュー・ジラード、パナマ共和國、パラグアイ國、オランダ國、キューラサオ及びスリナム、オランダ領インド、ペルー國、フィリピン共和國、ポランド國、ポルトガル國、西部アフリカのポルトガル國の殖民地、東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガル國の殖民地、ルーマニア國、サン・マリノ共和國、シャム國、スウェーデン國、スイス連邦、シリア國、チエツコスロヴァキア國、トランスジオルダン・ハシェミット王國、チュニス國、トルコ國、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和國、ソヴィエト社会主義共和國連邦、ウルグアイ東方共和國、ヴァティカン市國、ヴェネズエラ合衆國、イエメン國及びユーゴスラヴィア人民連合共和國の間に締結した

万国郵便條約

前に掲げられた諸國の政府の全権委員である下に署名する者は、千九百三十九年五月二十三日ブエノス・アイレスにおいて締結された万国郵便條約第十三條により、パリにおいて大会議を開催し、協議を遂げ、批准を受けるべきものとして、右の條約を次の規定のとおり改正した。

第一編 万国郵便連合

第一章 連合の組織及び境域

第二條 連合の構成及び目的

- 1 この條約を締結する諸國は、通常郵便物の相互交換のため、万国郵便連合の名称で、單一の郵便境域を形成する。
- 2 連合は、郵便諸業務の組織及び完成を保障し、且つ、この分野において、國際協力の増進を助長することを目的とする。

第三條 國際連合との關係

連合は、本文がこの條約に附屬してゐる協定の條項に従い、國際連合と關係を有する。

第四條 新加入、手続

- 1 各主權國は、何時でも條約への加入を請求することができる。
- 2 加入の請求は、外交上の手続により、これをスイス連邦政府に差し出し、同國政府から、連合員に差し出す。
- 3 当該國は、その請求が連合を構成する國の少くとも三分の二により承認されたときは、連合員として加入したものとみなされる。
- 4 諮問を受けた國で、四箇月の期間内に回答をしないものは、棄権したものとみなされる。
- 5 連合員としての加入は、スイス連邦政府から連合のすべての國の政府に、これを通知する。

第五條 連合の條約及び約定

- 1 通常郵便の業務は、條約の規定により、これを規律する。
- 2 價格表記の書狀及び箱物、小包郵便物、代金引換郵便物、郵便爲替、郵便振替、現金取立並びに新聞紙及び定期刊行物予約の業務のようなその他の業務は、連合國間の約定の目的を成す。これらの約定は、これに加入した國に対してのみ拘束力を有する。
- 3 これらの約定の一又は二以上の加入は、第三條第二項の規定に従い、これを通知する。

第六條 施行規則

連合國の郵政廳は、協議を遂げ、條約及び約定の施行に必要な細目手続を施行規則で定める。

第七條 限定連合、特別取極

- 1 連合國及び、その法制に反しない限り、郵政廳は、限定連合を設立し、又その間に、條約及びその施行規則に規定する郵便物に関する特別の取極を締結することができる。但し、これらの文書に規定されたところに比して公衆に不利な規定を入れないことを條件とする。
- 2 約定に参加する國及び、場合により、その郵政廳は、この約定及びその施行規則に掲げる郵便物に関し、同一の権能を有する。

第八條 內國法制

連合の條約及び約定の規定は、それらの文書に明らかに規定してゐない事項については、各國の法制に影響を及ぼすことがない。

第九條 殖民地、保護領等

左に掲げるものは、條約及び約定の適用上、ことに大會議、小會議及び會議から會議に至る間における投票権並びに万国郵便連合國際事務局の経費の分担に関しては、場合に從い、連合の一國又は二郵政廳を形成するものとみなされる。

- 一 ハワイ、ポルト・リコ、グアム及びアメリカ合衆國のヴァージン諸島を包含するアメリカ合衆國の属地全体
- 二 ベルギー國のコンゴ・殖民地
- 三 スペイン國の殖民地全体
- 四 アルジェリー
- 五 印度支那
- 六 フランス共和國のその他の海外領土と海外領土として統治される地域との全体
- 七 殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う委任統治又は信託統治の下にある地域とを含む英國の海外領土全体
- 八 キュラサオ及びスリナム

九 オランダ領インド

十 西部アフリカのポルトガル國の殖民地

十一 東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガル國の殖民地

第九條 殖民地、保護領等に対する條約の適用

1 各締約國は、この條約の受諾が、そのすべての殖民地、海外領土、保護領、宗主権若しくは委任統治の下にある地域又は單にそれらのうちあるものを包含することを、署名、批准若しくは加入の際又はその後において、宣言することができる。この宣言は、條約の署名の際にしなければ、スイス連邦政府に於てこれをしなければならぬ。

2 條約は、殖民地、海外領土、保護領又は宗主権若しくは委任統治の下にある地域で、そのために宣言が第一項によりなされたものに対してのみ、これを適用する。

3 各締約國は、各殖民地、海外領土、保護領又は宗主権若しくは委任統治の下にある地域で、そのために同國が第一項により宣言をしたものに対する條約の適用を廢棄する通知を、何時でも、スイス連邦政府に於てすることが出来る。この通知は、スイス連邦政府による受領の日の後一年で、その効力を生ずる。

4 スイス連邦政府は、第一項ない至第三項により受領した各宣言又は通知の謄本を、すべての締約國に送付する。

5 この條の規定は、條約の前文に掲げる殖民地、海外領土、保護領又は宗主権若しくは委任統治の下にある地域には、これを適用しない。

第十條 連合の境域

左に掲げるものは、萬國郵便連合に属するものとみなされる。

(ウ) 連合國が連合内に包含されない地域に設置した郵便局

(ロ) 連合員ではないが、郵便上は連合國に從属することに因り、連合内に包含されるその他の地域

第十一條 例外的關係

連合内に包含されない地域と業務連絡のある郵政廳は、他の郵政廳の仲介者となるべきものとする。條約及びその施行規則の規定は、この例外的關係に、これを適用する。

的關係に、これを適用する。

第十二條 仲裁

1 條約及び約定並びにこれらの施行規則の解釈又はそれらの文書の適用から生ずる郵政廳の責任に関し、連合員の二以上の間に意見の相違が生じた場合には、係争問題は、仲裁により、これを裁決する。このため当該各郵政廳は、その事件に利害關係を直接に有しない連合の他の一員を選定する。

2 意見の相違のある郵政廳の一が、仲裁の提議に対し六箇月、又遠隔の諸國にあつては、九箇月の期間内に措置を執らない場合には、國際事務局は、請求があるときは、怠慢な郵政廳に対し仲裁者の指定を促し、又は職権をもつてみずから仲裁者を指定する。

3 仲裁者の判定は、投票の過半数で、これを行う。

4 投票が同数である場合には、仲裁者は、紛議を解決するため、ひとしく係争に利害關係を有しない他の一郵政廳を選定する。選定に関し協議がとれないときは、國際事務局は、仲裁者から申出のない連合員の中から、右の郵政廳を指定する。

5 約定の一に関する紛議については、仲裁者は、その約定を施行する郵政廳以外から、これを指定することができない。

第十三條 連合からの脱退、約定参加の終止

各締約國は、外交上の手續により、一年前にスイス連邦政府に対しなされ、次いでこの政府から締約國政府に対しなされる通告により、連合から脱退し、又は約定の一若しくは二以上への参加を終止する権能を有する。

第二章 大会議、小會議、委員会

第十四條 大会議

- 1 連合國委員は、前回大会議の文書の実施の日から遅くとも五年内に、右の文書を必要に應じ改正し、又は補足するため、大会議として会合する。
- 2 各國は、その政府において必要な権限を付與した一名又は数名の全權委員をして、大会議において自國を代表させる。各國は、必要のあるときは、他國の委員をして自國を代表させることができる。但し、一委員は、自國以外には一國しか代表することができない。
- 3 各國は、討議において、一の投票権を行使する。

4 各大会議は、次回大会議の開催地を定める。この大会議は、国際事務局と協議を遂げ、開催地の國の政府がこれを招集する。この政府は、又大会議の決定をすべての連合國政府に通知すべきものとする。

第十五條 批准、大会議の文書の実施及び存続期間

1 大会議の文書は、なるべくすみやかにこれを批准し、且つ、批准は、大会議開催地の國の政府に通報し、この政府から締約國政府に通報する。
2 締約國の一國又は數國が、その署名した文書のいずれかを批准しない場合においても、右の文書は、これを批准する國に対しては、その効力を害されることがない。

3 これらの文書は、同時に実施され、且つ、同一の存続期間を有する。

4 大会議において採択した文書の実施のため定められた日から、前回大会議のすべての文書は、これを廃止する。

第十六條 臨時大会議

1 臨時大会議は、締約國の少くとも三分の二がこれを請求し、又は請求に同意したときは、国際事務局と協議を遂げ、これを開催する。
2 第十四條及び第十五條に定める規則は、臨時大会議の委員、討議及び文書に、これを適用する。

第十七條 大会議の規則

各大会議は、その事務及び討議に必要な規則を定める。

第十八條 実施連絡委員会、構成、職権、執務

1 大会議から大会議までの間においては、実施連絡委員会が、條約及び約定の規定に従い、万国郵便連合の事業の継続を確保する。
2 委員会の所在地はベルヌとする。原則として、会合は、委員会の所在地においてこれを行う。
3 委員会は、十九人の委員で構成され、委員は、相次ぐ二回の大会議の間執務する。
4 委員会の委員國は、大会議によつて、これを定める。委員國の少くとも半数は、各大会議の機会に、これを更迭しなければならない。どの國も、三回の大会議により、引き続き選定されることができない。国際事務局局長は、委員会の書記長の職務を行う。
5 委員会の各委員國の代表者は、関係國郵政廳がこれを指定する。委員会の委員國の代表者は、郵政廳の資格のある職員でなければならない。

6 前回大会議の議長が招集する第二回の会合において、委員会は、その委員の中から委員長一人及び副委員長四人を選挙し、且つ、その事業及び討議に必要な規則を定める。

7 委員会の委員の職務は、無報酬とする。委員会の事務費は、万国郵便連合の負担とする。海外諸國の代表者は、空路又は海路による往復切符の償還支拂を受けることができる。

8 第七項に規定する費用は、年額十万フランを超過することができない。この費用は、国際事務局が條約第二十七條により支弁することができる経費に、これを附加する。

9 委員会は、委員長の招集により、原則として、一年に一回定期會議として会合する。

10 委員会は、國際機關のすべての代表者又はその他のすべての資格のある者であつて、委員会がその事業への参加を希望するものに対し、その会合へ投票権なしで参加するように勧誘することができる。特殊問題の研究のため、諮問小委員会を構成することができる。

11 委員会の職権は、左のとおりである。

(い) 國際郵便業務の完成のため、連合員たる諸國と最も緊密な接触を維持すること。

(ろ) 國際郵便業務に關係のある各種の技術的問題を研究し、且つ、この研究の結果を連合員たる諸國に通報すること。

(は) 連合員の承認を求める報告書の研究及び作成のため、國際連合、その理事会及び委員会並びに専門機關及びその他の國際機關と有益な接触をすること。連合を代表し連合の名の下にこれらすべての國際機關の會議に参加するため、委員一人を場合により派遣すること。

(に) 必要あるときは、條約第二十二條及び第二十三條の規定に従い、締約國の承認を求めるべき提議を作成すること。

(ほ) 條約及びその施行規則の範圍内において、國際事務局の活動を監督し、場合により、且つ、スイス連邦政府の提議により、國際事務局の局長及び他の高級職員を任命すること。國際事務局局長の提議により、他の職員の任命を承認し、且つ、必要と認められる補充職員の使用を許可すること。國際事務局の業務執行に關し、年報を作成し、これを連合員に送付すること。

12 委員会は、委員会の各会期の終了後、大要の報告書をすべての連合國の郵政廳に参考のため送付する。

13 委員会は、その活動の全般に關し大会議に報告をなし、大会議開会の少くとも二箇月前に、これを締約國に送付する。

第十九條 小会議

- 1 純然たる事務上の問題を審査すべき小会議は、連合郵政廳の少くとも三分の二の請求により又は同意を得て、これを開催することができる。小会議は、國際事務局と協議を遂げ、これを招集する。
- 2 各小会議は、その規則を定める。

第二十條 委員会

大会議又は小会議により一又は二以上の特定の問題の研究を委任された委員会は、この委員会の開催される國の郵政廳と、場合により、協議を遂げ、國際事務局がこれを招集する。

第三章 會議から會議までの間における提議

第二十一條 提議の提出

- 1 各郵政廳は、會議から會議までの間において、國際事務局の仲介により、條約、その最終議定書及びその施行規則についての提議を他の郵政廳になす権利を有する。
- 2 約定加入國の郵政廳は、約定、その最終議定書及びその施行規則に関して、同一の権利を有する。
- 3 會議から會議までの間において、一郵政廳から提出されたすべての提議は、これを討議に付するには、少くとも、他の二郵政廳の賛成を得なければならぬ。國際事務局において、同時に、賛成宣言の必要数を受け取らないときは、この提議は、効果を生じない。

第二十二條 提議の審査

- 1 各提議は、次の手続に従い、これを取扱う。提議を審査し、且つ、意見ある場合は、これを國際事務局に送付するため、郵政廳に二箇月の期間を與える。修正は、これを許さない。回答は、國際事務局においてこれを取りまとめ、可否の宣言の催告と共に郵政廳に通報する。二箇月の期間内に投票を送付しなかつた郵政廳は、棄権したものとみなされる。前記の期間は、國際事務局の回章の日附から、これを起算する。
- 2 提議が約定、その最終議定書又はその施行規則に関するときは、その約定に加入した郵政廳のみが、第一項に指示する措置にあずかることができる。

第二十三條 同意の條件

- 1 提議が実施力を有するためには、左の票數を得なければならない。
 - (イ) 新規定の追加、又は、條約第一編、第二編、第三十五條ない至第三十九條、第五十七條ない至第六十三條、第六十五條ない至第七十四條及びその最終議定書のすべての條項並びにその施行規則第一條、第五五條、第六十七條、第六十五十二條、第六六十三條及び第六八十四條の規定の修正に関するときは、投票の全体の
 - (ロ) (イ)に記載する規定以外の規定の修正に関するときは、投票の三分の二
 - (ハ) 條約、その最終議定書及びその施行規則の規定の解釈に関するときは、第十二條に規定する仲裁に付すべき意見の相違の場合を除いて、過半数
- 2 約定に関する提議の同意についての條件は、約定の定めるところによる。

第二十四條 決議の通知

- 1 條約、約定及びそれらの文書の最終議定書に対する追加及び修正は、スイス連邦政府が、國際事務局の請求により、作成し、且つ、締約國政府に送付すべき外交上の宣言により確定する。
- 2 施行規則及びその最終議定書に対する追加及び修正は、國際事務局がこれを確認し、且つ、郵政廳に通知する。第二十三條第一項(ハ)に掲げる解釈についてもまた同様とする。

第二十五條 決議の実施

採択された各追加又は修正は、その通知から少くとも三箇月の後でなければ、実施力を生じない。

第四章 國際事務局

第二十六條 一般職権

- 1 万国郵便連合國際事務局の名称で、ベルヌにおいて執務し、且つ、スイス郵政廳の監督を受ける中央局は、連合國に対し、連絡、通報及び諮問の機關の任に當る。

2 国際事務局は、ことに、国際郵便業務に関する各種の報告を集め、整理し、発行し及び配布すること、当事者の請求により係争問題に關し意見を發表すること、大会議の文書の修正に關する請求を傳達すること、採択された変更を通知すること並びに、一般に、條約、約定及びそれらの施行規則により、同局に負わされ、又は同局が連合の利益のために委嘱される研究及び編集又は記録に關する事業を行うことを任務とする。

3 国際事務局は、その関與を請求する郵政廳間に、相殺事務局として、国際郵便業務に關する各種の計算の清算に關與する。

第二十七條 国際事務局の経費

1 各大会議は、国際事務局の経費の年額の最高限を定める。右の経費並びに大会議、小會議又は委員會の開催に要する臨時の費用及び国際事務局に委託された特殊の事業から生ずる費用は、すべての連合國において共同に、これを負担する。

2 このため連合國を七等に分ち、各等は、左の割合で経費を分担する。

- 一等 二十五單位
- 二等 二十單位
- 三等 十五單位
- 四等 十單位
- 五等 五單位
- 六等 三單位
- 七等 一單位

3 新加入の場合には、スイス連邦政府は、当該國政府と合意の上、国際事務局の費用の分担に關し、同國の列すべき等級を決定する。

第二編 一般規則

第一章

第二十八條 継越の自由

- 1 継越の自由は、連合の全境域においてこれを保障する。
- 2 陸路及び海路により送達される小包郵便物の継越の自由は、この業務に關與する國の領域内に限られる。
- 3 航空小包の継越の自由は、連合の全境域においてこれを保障する。但し、小包郵便物に關する約定に加入していない郵政廳は、航空小包の陸路及び海路による送達に關與することを強制されることがない。
- 4 小包郵便物に關する約定に加入している郵政廳は、その業務において代金引換小包郵便物を認めないときでも、又、代金引換金額が自廳の業務につき定める最高限を超えるときでも、この小包の継越を施行しなければならない。
- 5 價格表記郵便物は、この種の業務を施行しない國の領域により、又は、有價物につき責任を認めない國の海路業務により、これを閉袋で継ぎ越すことができる。但し、これらの國の責任は、書留郵便物につき規定するところをもつて限度とする。

第二十九條 規定されていない料金の禁止

郵便料金は、條約及び約定に規定するものの外、いかなる種類のものであつても、これを徴收することを禁ずる。

第三十條 業務の一時停止

非常の事情に因り、郵政廳が業務の施行の全部又は一部を一時停止しなければならないときは、直ちにその旨を關係郵政廳に通知しなければならない。この通知は、必要なときは電信による。

第三十一條 基準貨幣

條約及び約定の規定において貨幣單位として採用するフランは、重量三十一分の十グラムであつて、品位千分の九百である百サンチム（金フラン）とする。

第三十二條 相当額

連合各國においては、料金は、その國の貨幣でフランの値になるべく正確に相當する額により、これを定める。

第三十三條 式紙、用語

1 郵政廳がその相互の關係において使用する式紙は、關係郵政廳が直接に協議をして別段の取極をしない限り、他の語の行間対訳を附け又は附

- けないで、フランス語でこれを作成しなければならない。
- 2 公衆用の式紙は、これをフランス語で印刷しないときは、これにフランス語の行間対訳を附けなければならない。
- 3 第一項及び第二項の式紙の字句、色及び大きさは、條約及び約定の施行規則に定めるものでなければならない。
- 4 郵政廳は、その相互の關係における業務上の通信のため使用する言語につき協定することができる。

第三十四條 郵便本人票

- 1 各郵政廳は、郵便本人票を認めない旨を通知しない國の郵便局のすべての取扱につき証憑書類としての効力を有する郵便本人票を、その請求者に交付することができる。
- 2 本人票を交付する郵政廳は、これがため七十センチメートルを超えない料金を徴収することができる。
- 3 郵便物の交付又は爲替の支拂が、正規の本人票の呈示によりなされたことが立証されたときは、郵政廳は、すべての責任を免かれる。郵政廳は又、正規の本人票の亡失、盗取又は詐欺使用に因り生ずる結果につきその責に任じない。
- 4 本人票は、その発行の日から起算して三年間有効とする。

第三編 通常郵便物に関する規定

第一章 總則

第三十五條 通常郵便物

通常郵便物なる名称は、書狀、通常郵便葉書、往復郵便葉書、業務用書類、印刷物、盲人用点字印刷物、商品見本、小形包装物及び録音郵便と称する郵便物に、これを適用する。

第三十六條 料金及び一般條件

- 1 連合の全境域における通常郵便物の運送に対する前納料金並びに重量及び大きさの制限は、左の表の指示のとおりこれを定める。この運送は、配達業務を施設し又は施設することのある國における名あて人の住所への配達を包含する。

郵便物	重量の單位 グラム	料金 サンチム	制限	
			重量	大きさ
書狀	二〇	二〇	二キログラム	長さ、幅及び厚さを合し九〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、六〇センチメートルを超えない。卷物については、長さ、幅及び厚さを合し二〇〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、八〇センチメートルを超えない。
最初の重量階段 追加の各階段	二〇	二二	二キログラム	長さ、幅及び厚さを合し九〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、六〇センチメートルを超えない。卷物については、長さ、幅及び厚さを合し二〇〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、八〇センチメートルを超えない。
郵便葉書	二〇	二二	二キログラム	長さ、幅及び厚さを合し九〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、六〇センチメートルを超えない。卷物については、長さ、幅及び厚さを合し二〇〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、八〇センチメートルを超えない。
往復	二〇	二二	二キログラム	長さ、幅及び厚さを合し九〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、六〇センチメートルを超えない。卷物については、長さ、幅及び厚さを合し二〇〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、八〇センチメートルを超えない。
業務用書類	二〇	二二	二キログラム	長さ、幅及び厚さを合し九〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、六〇センチメートルを超えない。卷物については、長さ、幅及び厚さを合し二〇〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、八〇センチメートルを超えない。
最初の重量階段 追加の各階段	二〇	二二	二キログラム	長さ、幅及び厚さを合し九〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、六〇センチメートルを超えない。卷物については、長さ、幅及び厚さを合し二〇〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、八〇センチメートルを超えない。
最低料金	二〇	二二	二キログラム	長さ、幅及び厚さを合し九〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、六〇センチメートルを超えない。卷物については、長さ、幅及び厚さを合し二〇〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、八〇センチメートルを超えない。
印刷物	二〇	二二	二キログラム	長さ、幅及び厚さを合し九〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、六〇センチメートルを超えない。卷物については、長さ、幅及び厚さを合し二〇〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、八〇センチメートルを超えない。
最初の重量階段 追加の各階段	二〇	二二	二キログラム	長さ、幅及び厚さを合し九〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、六〇センチメートルを超えない。卷物については、長さ、幅及び厚さを合し二〇〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、八〇センチメートルを超えない。
盲人用点字印刷物	二〇	二二	二キログラム	長さ、幅及び厚さを合し九〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、六〇センチメートルを超えない。卷物については、長さ、幅及び厚さを合し二〇〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、八〇センチメートルを超えない。
商品見本	二〇	二二	二キログラム	長さ、幅及び厚さを合し九〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、六〇センチメートルを超えない。卷物については、長さ、幅及び厚さを合し二〇〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、八〇センチメートルを超えない。
最初の重量階段 追加の各階段	二〇	二二	二キログラム	長さ、幅及び厚さを合し九〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、六〇センチメートルを超えない。卷物については、長さ、幅及び厚さを合し二〇〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、八〇センチメートルを超えない。
小形包装物	二〇	二二	二キログラム	長さ、幅及び厚さを合し九〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、六〇センチメートルを超えない。卷物については、長さ、幅及び厚さを合し二〇〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、八〇センチメートルを超えない。
最低料金	二〇	二二	二キログラム	長さ、幅及び厚さを合し九〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、六〇センチメートルを超えない。卷物については、長さ、幅及び厚さを合し二〇〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、八〇センチメートルを超えない。
録音郵便物	二〇	二二	二キログラム	長さ、幅及び厚さを合し九〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、六〇センチメートルを超えない。卷物については、長さ、幅及び厚さを合し二〇〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、八〇センチメートルを超えない。
最初の重量階段 追加の各階段	二〇	二二	二キログラム	長さ、幅及び厚さを合し九〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、六〇センチメートルを超えない。卷物については、長さ、幅及び厚さを合し二〇〇センチメートル、但し、一面の最大の大きさは、八〇センチメートルを超えない。

- 2 第一項に定める重量及び大きさの制限は、後記第五十二條第一項の郵便業務に関する通常郵便物には、これを適用しない。
- 3 各郵政廳は、自國內で発行する新聞紙及び定期刊行物に対し、印刷物の一般料金より百分の五十の引下を許容する権能を有する。但し、各郵政廳は、この引下を発行者又はその受託者が直接發送する新聞紙及び定期刊行物に制限し、又は、新聞紙の料金で遞送するため、内國規則が要求する條件を具備する新聞紙及び定期刊行物に対してのみこの引下を許容する権利を有する。目錄、目論見書、定價表等の商用印刷物は、その発行が定期であるかないかを問はず、引下よりこれを除外する。
- 4 郵政廳は、差出人のいかなる書籍、冊子、樂譜及び地圖であつて、その表紙又は扉に掲げる廣告類以外に何らの廣告類を有しないものに對しても、同一の引下を許容することができる。
- 5 百分の五十の引下を原則として許した差出郵政廳は、前記第三項及び第四項に掲げる郵便物に対し、百分の五十の引下の範圍内において、その内國業務における同一の郵便物に適用する料金を下らない最低徵收額を定める権能を留保する。
- 6 封かんした封筒による書留書狀以外の郵便物は、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人拂有價証券、加工し又は加工しない白金、金又は銀、寶石、珠玉その他の貴重品を包有することができない。
- 7 差出國及び名あて國郵政廳は、名あて人又は名あて人と住居を共にする人以外の人にあてた現實的且つ對人的な通信の性質を有する書類を包有する書類を、その内國法制に従い取り扱う権能を有する。
- 8 施行規則に規定する例外を除いて、業務用書類、印刷物、盲人用印刷物、商品見本及び小形包装物は、
 - (イ) 容易に検査することができるよう、これを包装しなければならない。
 - (ロ) 現實的且つ對人的な通信の性質を有する記載を有し、又はこのような書類を包有することができない。
 - (ハ) 消印し、若しくは消印していない郵便切手若しくは料金前納用証票、又は價格を表示する証券を包有することができない。
- 9 商品見本は、市價を有する物品を包有することができない。
- 10 小形包装物及び録音郵便物の業務は、相互の關係において又は一方的に、この郵便物を交換することに同意を表明した國に、これを制限する。
- 11 異なる種類の通常郵便物を、單一の郵便物（合裝郵便物）として合括することは、施行規則に定める條件において、これを許す。

12 條約及びその施行規則に規定する例外を除いて、この條及び施行規則の關係條項の所要條件を具備しない郵便物は、これを郵送しない。誤つて引き受けられた郵便物は、これを差出郵政廳に返送しなければならない。但し、名あて郵政廳は、これを名あて人に交付することができる。この場合においては、場合により、その包有品、重量又は大きさに従つて、その郵便物の属すべき種類の通常郵便物について規定する料金及び増料金をこれに適用する。第一項に定める重量の最大限を超える郵便物に關しては、その實際重量に従つて料金を課することができる。

第三十七條 料金前納

- 1 原則として、第三十五條に掲げるすべての郵便物は、差出人において料金を完全に前納しなければならない。
- 2 書狀及び通常郵便書以外の郵便物で、料金未納若しくは不足のもの又は往復郵便書で、差出の際その両部の料金を完全に前納しないものは、これを郵送しない。

3 料金未納若しくは不足の書狀又は通常郵便書が、多数發送されたときは、差出國郵政廳は、これを差出人に還付する権能を有する。

第三十八條 料金の未納又は不足の場合の料金

- 1 料金の未納又は不足の場合には、書留郵便物については第五十七條第六項に、ある種類の轉送郵便物については施行規則第三百三十六條第三項、第四項及び第五項に規定する例外を除いて、書狀及び通常郵便書につき名あて人から不納額の二倍の料金を徵收するものとする。この料金は、五サンチームを下ることができない。

2 名あて國に誤つて遞送されたその他の通常郵便物についても、前記の場合には、同一の取扱を適用することができる。

第三十九條 増料金

- 1 特別の費用を要する特殊の業務により遞送する各郵便物に対しては、第三十六條に定める料金の外、その費用に相應する増料金を徵收することができる。

2 通常郵便書の前納料金が、第一項に認める増料金を包含するときは、同一料金率は、往復郵便書の各部にこれを適用する。

第四十條 特別料金

- 1 郵政廳は、最終締切時間にその差立業務に差し出される郵便物に対し、その法制の規定に従い、附加料金を課することができる。

- 2 留置郵便物には、名あて國郵政廳において、内國制度の同種郵便物についてその法制の規定する特別料金を課することができる。
- 3 名あて國郵政廳は、名あて人に交付する各小形包装物につき、最高四十センチメートルの特別料金を徴収することができる。住所配達の場合には、この料金を最高二十センチメートルを加えることができる。

第四十一條 関税を課すべき物品

- 1 関税を課すべき小形包装物及び印刷物は、これを許す。
- 2 名あて國が承諾したときは、関税を課すべき物品を包有する書狀及び商品見本についても、また同様とする。但し、各郵政廳は、関税を課すべき物品を包有する書狀の業務を書留書狀に制限する権利を有する。
- 3 施行規則第二百二十四條に定める例外の利益を受ける血清及び痘苗の郵便物は、すべての場合に、これを許す。

第四十二條 税関検査

名あて國郵政廳は、第四十一條に掲げる郵便物を税関の検査に付し、又場合により、職権をもつてこれを開披することができる。

第四十三條 通関料

名あて國において税関の検査に付する郵便物には、これがため郵便物一個につき最高四十センチメートルの通関料を、郵便の料金として課することができる。

第四十四條 関税及び他の郵便料以外の課金

郵政廳は、関税と課されることのある他の郵便料以外のすべての課金とを、郵便物の名あて人から徴収することができる。

第四十五條 課金別納郵便物

- 1 同意を表明した諸國間の関係においては、差出人は、差出局に予告して、郵便物が交付の際賦課される郵便料金及び郵便料以外の課金の全部を負担することができる。この場合には、差出人は、名あて局の請求することのある金額を支拂うことを約束し、場合により十分な保証金を拂い込まなければならない。
- 2 名あて郵政廳は、郵便物一個につき四十センチメートルを超えない手数料を徴収することができる。この料金は、第四十三條に規定するものとは

別個とする。

- 3 各郵政廳は、課金別納郵便物の業務を書留郵便物に制限する権利を有する。

第四十六條 関税及び他の郵便料以外の課金の取消

郵政廳は、差出國に返送し、包有品の全部の損壞に因り棄却し、又は、第三國に轉送する郵便物について、関税及び他の郵便料以外の課金を取り消させるため自國の關係業務に交渉すべきことを約束する。

第四十七條 別配達郵便物

- 1 通常郵便物は、郵政廳が別配達業務を担当することを承諾する國においては、差出人の請求により、到着後直ちに特使をもつてこれを住所に配達する。
- 2 右の郵便物は、これを別配達と称し、普通郵便料の外に最低を普通書狀第一通分の前納料金額とし、最高を六十センチメートルとする特別料金をこれに課する。この料金は、これを完全に前納しなければならない。
- 3 名あて人の住所が名あて局所在地の配達区域外にあるときは、別配達については、名あて郵政廳は、内國制度の同種郵便物につき定める補充料金を達するまでの補充料金を徴収することができる。但し、右の場合には別配達は、義務的ではない。
- 4 前納すべき料金の全額を完納しない別配達郵便物は、差出局において別配達として取り扱つたものでなければ、普通の方法によりこれを配達する。別配達として取り扱つた場合には、その郵便物には、第三十八條の規定により、料金を課する。
- 5 郵政廳は、別配達をただ一回に止めることができる。その効果がなかつたときは、郵便物は、普通郵便物として、これを取り扱うことができる。

第四十八條 名あて人本人に手交する郵便物

同意した郵政廳との関係においては、到達証を添附した書留通常郵便物は、差出人の請求により、名あて人本人にこれを手交する。

第四十九條 禁制

- 1 左の表第一欄に掲げる物品の発送は、これを禁ずる。この物品を包有する郵便物が誤つて引き受け発送されたときは、その郵便物は、第二欄に指示する取扱を受けなければならない。

物 品	誤つて引き受けた郵便物の取扱
(い) 性質上又は包装上吏員に危害を及ぼし、又は通常郵便物を汚染し、若しくは損すべき物品 (ろ) 関税を課すべき物品(第四十一條に規定する例外を除く。)及び関税の徴収を避ける目的で多数發送する見本 (は) あへん、モルヒネ、コカイン及び他の麻酔薬名あて國で輸入又は流布を禁する物品 (ほ) 左のものを除く生きた動物 一 みつばち、水ひる及び蚕 二 害虫の寄生虫及び捕食虫で、害虫駆除の用に供し、且つ、公認の施設間に交換するもの (へ) 爆発性、発火性又は危険性の物質 (と) わいせつ又は不道徳な物品	これを発見した郵政廳の内國規則に従つて取り扱う。但し、(は)に掲げる物品は、いかなる場合にも、これを名あて地に送達せず、名あて人に配達せず、又、差出元へ返送しない。 これを発見した郵政廳において即時棄却する。

- 2 誤つて引き受け發送した郵便物が、差出元へ返送されず、又、名あて人に交付されない場合には、差立郵政廳は、その郵便物に適用された取扱について詳細に通知を受けるものとする。
- 3 なお、各國は、書狀及び郵便葉書以外の郵便物で、その國內における発行又は流布の條件を規定する法規に違反するものを、その領域内において、開袋で鑑ぎ越し運送しない権利を有する。この郵便物は、差出郵政廳に、これを返送しなければならない。

第五十條 料金前納の方法

- 1 料金前納は、個人の通常郵便物につき、差出國において効力を有する郵便切手でこれをなし、又は公に採用され、且つ、郵政廳の直接監督の下に使用される料金前納用機械による印影でこれをなし、又、印刷物に関しては、差出郵政廳の内國規則において、印刷機その他の方法による押印制度を認めるときは、この方法による印影でこれをなす。

- 2 往復郵便葉書の返信部で、その發行國の郵便切手を印刷し、又ははつてあるもの、郵便物で、最初の運送に対し正当に料金を前納し且つ補充料金が轉送前に支拂われたもの並びに新聞紙又は新聞紙の包装物及び定期刊行物で、表記に「Abonnements-poste」なる記載を有し且つ新聞紙及び定期刊行物予約に関する約定により發送するものは、正当に料金を前納したものとみなされる。

第五十一條 船舶内における通常郵便物の料金前納

公海において船舶の郵便箱に投入し又は乗組郵便吏員若しくは船長に交付する通常郵便物は、関係郵政廳の間に反対の協定がない限り、当該船舶の所屬國又は維持國の郵便切手で、同國の料金率に従い、料金を前納することができ、航海の両端又は寄港地の一にてい泊中船内において郵便物を差し出すときは、船舶てい泊國の郵便切手で、同國の料金率に従い、料金を納付しなければ、料金前納の効力がなく。

第五十二條 郵便料免除

- 1 郵便業務に関する通常郵便物で、郵政廳相互の間、郵政廳と國際事務局との間、連合國の郵便局相互の間及び郵便局と郵政廳との間に交換するもの並びに條約、約定及びそれらの施行規則の規定により無料運送が明定されているものについては、すべての郵便料金を免除する。
- 2 捕虜にあて又は捕虜から差し出す郵便物についてもまた、代金引換としたものを除いて、差出國、名あて國及び仲介國において、すべての郵便料金を免除する。
- 3 捕虜に関する通常郵便物で、千九百二十九年七月二十七日のジュネーヴ國際條約第七十九條に規定する捕虜情報中央局又は交戦國內若しくは交戦者をその領域に收容した中立國內にこれらの人のため設置されることのある情報局が、直接に又は仲介者として、發受するものについても、また同様とする。
- 4 中立國內に收容抑留される交戦者及び抑留所又は普通刑務所内に留置される敵國の文民は、前記の規定の適用に関しては、捕虜とみなされる。

第五十三條 國際返信切手券

- 1 國際返信切手券は、連合國においてこれを賣りさばく。
- 2 その賣價は、当該郵政廳がこれを決定する。但し、二十八センチム又は發賣國の貨幣におけるその相当額を下ることができない。

3 各切手券は、各國において、その國を發し外國にあてて普通書狀第一通分の料金前納を表示する一枚又は二枚以上の郵便切手とこれを引き換える。

4 なお、各國は、切手券とその切手券の引換によつて料金を前納すべき通常郵便物とを同時に差し出すことを要求する権能を留保する。

第五十四條 取りもどし、名あて変更

1 通常郵便物の差出人は、郵便物が名あて人に交付されていない限り、場合により第四十九條の規定に触れない限り、又は税関の介入により何らの違例が発見されない限り、これを取りもどし、又はその名あてを変更することができる。

2 このためにする請求は、差出人の費用で、郵便又は電信により、これを送達する。差出人は、各請求につき最高四十センチムの料金を支拂わなければならない。請求が航空路又は電信により送達されなければならないときは、差出人は、この外に航空増料金又は電報料金を支拂わなければならない。

3 同一差出人により、同一名あて人であつて、同一郵便局に同時に差し出された二個以上の郵便物に関する取りもどし又は名あて変更の各請求については、第二項に規定する料金又は増料金は、一個分だけこれを徴収する。

4 單なる名あての変更（名あて人の氏名又は身分の変更を伴わないもの）は、差出人から名あて局に直接に、すなわち諸手續をふまず且つ第二項及び第三項に規定する料金を支拂うことなく、これを請求することができる。

第五十五條 轉送、配達不能

1 通常郵便物は、名あて人の居所変更の場合には、差出人が名あて國において通ずる語で表記面にした記載によつて轉送を禁じていない限り、これを名あて人に轉送する。

2 配達不能となつた通常郵便物は、直ちにこれを差出國に返送しなければならない。

3 名あて人のために保管する通常郵便物又は留置通常郵便物の保管期間は、名あて國の規則によりこれを定める。但し、この期間は、名あて郵政廳が最長二箇月まで延長することを必要と認める特殊の場合を除いて、原則として一箇月を超えることができない。差出國への返送は、差出人が、名あて國において通ずる語で表記面にした記載により、これを請求したときは、更に短い期間内しなければならない。

4 値のない印刷物は、差出人が、名あて國において通ずる語で郵便物面にした記載により、返送を請求した場合を除き、これを返送しない。書

留印刷物は、常にこれを返送しなければならない。

5 通常郵便物の國から國への轉送又は差出國への返送については、施行規則に規定する例外を除き、何らの追加料金を徴収しない。

6 轉送され又は配達不能となつた通常郵便物は、差立若しくは到着の際に又は最初の運送以外の轉送のため途中で賦課された料金の支拂と引換に、これを名あて人又は差出人に交付する。但し、名あて國が取消を許さない関税又は他の特別の費用は、これを償還しなければならない。

7 他國への轉送又は配達不能の場合には、留置郵便の料金、通関料、手数料、別配達の補充料金及び小形包装物の名あて人への交付のための特別料金は、これを取り消す。

第五十六條 取調請求及び通報請求

1 各郵便物に関する取調請求又は通報請求については、最高四十センチムの料金を徴収することができる。取調請求又は通報請求が関係者の請求によつて航空路により送達されなければならないときは、当該航空増料金を、又、回答が同一路により返送されなければならない場合には、この増料金の二倍を附加した右の料金を徴収する。電信によることが請求されたときには、規定の料金の外に、電報料金を徴収する。

2 同一差出人により、同一名あて人であつて、同一郵便局に同時に差し出された二個以上の郵便物に関する各取調請求又は通報請求については、第一項に規定する料金又は増料金は、一個分だけこれを徴収する。

3 書留郵便物に関しては、差出人が、到達証を受けるため、既に特別料金を支拂つたときは、何らの料金も徴収しない。

4 取調請求は、郵便物差出の翌日から起算して一年の期間内で行なわれなければならない。但し、各郵政廳は、右の期間後になされた單なる通報の請求について、関係郵便物の發送後二年の内に、他の郵政廳から照会を受けたときは、これに対し措置を執らなければならない。

5 各郵政廳は、他の郵政廳の領域において差し出された郵便物に関する取調請求及び通報請求を受理する義務がある。

6 取調請求又は通報請求が、業務に過失があつたことに因りなされたものであるときは、これがため徴収した料金は、これを還付する。

第二章 書留郵便物

第五十七條 料金

- 1 第三十五條に掲げる通常郵便物は、これを書留として發送することができる。
- 2 各書留郵便物の料金は、これを前納しなければならない。この料金は、左のものから成る。
- (い) 郵便物の種類に従う普通郵便料
- (ろ) 最高四十センチメートルの定額の書留料

- 3 往復郵便葉書の返信部に対する定額の書留料は、この部の差出人でなければ、有効にこれを支拂うことができない。
- 4 書留郵便物の差出人には、差出の際、無料で受領証を交付しなければならない。
- 5 不可抗力に因り生ずることのある危険を負担する國は、各書留郵便物につき、最高四十センチメートルの特別料金を徴收することができる。
- 6 名あて國に誤つて運送された料金未納又は不足の書留郵便物については、名あて人から不納額に等しい料金を徴收するものとする。

第五十八條 到達証

- 1 書留郵便物の差出人は、差出の際、最高三十センチメートルの定額の料金を支拂つて到達証を請求することができる。
- 2 到達証は、郵便物差出後でも、一年の期間内に、且つ、取調請求につき、第五十六條に規定する料金を支拂つて、これを請求することができる。

第五十九條 責任の範圍

- 1 後記第六十條に規定する場合を除いて、郵政廳は、書留郵便物の亡失につきその責に任ずる。
- 2 差出人は、これがため賠償金を請求する権利を有する。その額は、郵便物一個につき二十五フランとする。
- 3 郵政廳は、税関において差し押えられた郵便物については、いかなる責任も負担しない。

第六十條 責任の原則に対する例外

- ・左の場合には、郵政廳は、書留郵便物の亡失につき、すべての責任を免かれる。
- (い) 不可抗力の場合。但し、不可抗力の危険を引き受けることを承認した差立郵政廳にあつては、責任は、存続する(第五十七條第五項)。亡失

について責任のある國は、その内國法制に従い、その亡失が不可抗力の場合を構成する事情に因るかどうかを決定しなければならない。この事情は、参考のため、これを差出國に通知する。

- (ろ) 郵政廳の責任に關し別段の証拠がなく、且つ、不可抗力に基く業務書類のき損に因り、郵政廳が郵便物について調査することができないとき。
- (は) 包有品が第三十六條第六項及び第八項(は)並びに第四十九條第一項に規定する禁制に触れる郵便物に關するとき。
- (に) 差出人が第五十六條に規定する一年の期間内に、何らの請求もしなかつたとき。

第六十一條 責任の消滅

郵政廳は、書留郵便物については、同種類の郵便物につき、その内國規則に規定する條件で交付したときは、責任を免かれる。

第六十二條 責任の決定

- 1 郵便物を異議なく受け取り、且つ、すべての成規の取調資料を受領した郵政廳は、名あて人に交付したこと又は次の郵政廳に運送した場合において正当に運送したことを立証することができないときは、反対の証拠があるまで、書留郵便物の亡失について責任を有する。
- 2 左の場合には、仲介郵政廳又は名あて郵政廳は、反対の証拠があるまで、すべての責任を免かれる。
- (い) 施行規則第五十條第四項の規定を遵守したとき。
- (ろ) 施行規則第六十九條に規定する保存期間の経過のため取調請求郵便物に關する業務書類を棄却した後に、取調請求に接したことを立証することができるとき。この留保は、請求者の権利に影響を及ぼさない。
- 3 もつとも、亡失が運送中に起り、その事実がどの國の領域又は業務で生じたかを立証することができないときは、關係郵政廳は、平等にその損害を負担する。
- 4 書留郵便物が不可抗力に因り亡失したときは、その領域又は業務で亡失が生じた郵政廳は、差出郵政廳に対し、^二双方の國が不可抗力に因つて生ずる危険を負担するときに限り、その責に任ずる。
- 5 取り消されることができなかつた関税及び他の課金は、亡失について責任のある郵政廳の負担とする。
- 6 賠償金の支拂をした郵政廳は、名あて人、差出人又は第三者に対してすることのあるすべての請求の権利について、その賠償金額に達するま

で、賠償金を受け取つた人に代位する。

7 亡失したものと認められた書留郵便物又はその一部が後日発見された場合には、その事実を差出人及び名あて人に通知する。

8 なお、差出人には、受け取つた賠償金額の返還と引換に、三箇月の期間内に右の郵便物の交付を受けることができる旨を通知する。この期間内に、その差出人が郵便物を請求しないときは、名あて人には、差出人に支拂われた金額を支拂つて三箇月の期間内に郵便物の交付を受けることができる旨を通知する。

9 差出人又は名あて人が賠償金額を返還して郵便物の交付を受けたときは、この金額は、損害を負担した一又は、場合により、二以上の郵政廳に、これを返還する。

10 差出人及び名あて人が郵便物の交付を受けることを放棄したときは、その郵便物は、これを配達不能のものとみなす。

第六十三條 賠償金の支拂

賠償金支拂の義務は、責任郵政廳に対する求償の権利を留保し、郵便物差出局の従属する郵政廳がこれを負担する。

第六十四條 賠償金の支拂期間

1 賠償金の支拂は、なるべくすみやかに、且つ、遅くとも請求の日の翌日から起算して六箇月の期間内に、これをしなければならない。この期間は、遠隔の諸國との関係では九箇月とする。

2 不可抗力に因つて生ずる危険を負担することを承認しない郵便物差出郵政廳は、郵便物の亡失が不可抗力に因るかどうかが決定しないときは、第一項に規定する期間を超えて賠償金の決済を延期することができる。

3 差出郵政廳は、正当に照会を受け、且つ、事件を解決することなく三箇月又は遠隔の諸國との関係では六箇月を経過させた仲介郵政廳又は名あて郵政廳の計算で、差出人に賠償をすることができる。亡失が不可抗力に因るものと思料されるときは、一層長い期間が許される。いかなる場合においても、その事情は、差出郵政廳に通知されなければならない。

第六十五條 差立郵政廳に対する賠償金の償還

1 責任郵政廳又は第六十四條により支拂が自廳の計算でなされた郵政廳は、差出人に實際支拂われた賠償金額を、支拂の通知の發送から起算し

て六箇月の期間内に差立郵政廳に償還すべきものとする。この期間は、遠隔の諸國との関係では、これを九箇月とする。

2 第六十二條により賠償金が数個の郵政廳により負担されるべきときは、支拂うべき賠償金の全部は、請求を受けた郵便物を正当に受け取つたが、これを相手業務に正当に運送したことを立証することができない最初の郵政廳から、第二項に記載する期間内に、差立郵政廳にこれを拂い込まなければならない。拂込をした郵政廳は、他の責任郵政廳から、権利者への損害賠償につき各自の分担額があるときは、これを回収する。

3 貸方郵政廳への償還は、この郵政廳に費用を負担させることなく、郵便爲替、貸方國の首府若しくは商業地あての小切手若しくは一覽拂手形又はその國において流通する貨幣で、これを行う。

4 責任が承認されたとき及び第六十四條第三項に規定する場合には、賠償金額は、直接に又は責任郵政廳と定期に差引計算書を交換する郵政廳の仲介で、何らかの差引計算の方法により、職権をもつて責任國からこれを回収することができる。

5 六箇月の期間が経過したときは、差立郵政廳に支拂うべき金額は、この期間の満了の日から起算し、年五分の割合で利子を生ずる。この期間は、遠隔の諸國との関係では、九箇月とする。

6 差出郵政廳は、亡失の通知の發送から又は、場合により、第六十四條第三項に規定する期間の満了の日から起算し一年の期間内でなければ、責任郵政廳に対して賠償金の償還を請求することができない。

7 責任のあることを確証された郵政廳で、当初賠償金の支拂を拒んだものは、支拂の不当の遅延から生ずるすべての附隨の費用を負担しなければならない。

8 郵政廳は、差出人に支拂つた賠償金で、理由があると認めたものについては、定期に清算するため協定することができる。

第三章 料金の帰属、繼越料

第六十六條 料金の帰属

條約に明定する場合を除き、各郵政廳は、その徴収した料金を全部取得する。

第六十七條 繼越料

1 二郵政廳間に他の一又は二以上の郵政廳の業務（第三業務）により閉袋で交換される通常郵便物については、各通過國の利益のため、又は業務が運送に關與する各國の利益のため、左の表に指示する繼越料を支拂う。

	一 キ ロ グ ラ ム ごとに	
	書狀及び郵便葉書 フラン サンチム	他の物品 フラン サンチム
一 陸路		
一、〇〇〇キロメートルまで	〇・六〇	〇・〇八
一、〇〇〇キロメートルを超え二、〇〇〇キロメートルまで	〇・八〇	〇・一二
二、〇〇〇キロメートルを超え三、〇〇〇キロメートルまで	一・二〇	〇・一六
三、〇〇〇キロメートルを超え六、〇〇〇キロメートルまで	二・〇〇	〇・二四
六、〇〇〇キロメートルを超え九、〇〇〇キロメートルまで	二・八〇	〇・三三
九、〇〇〇キロメートルを超えるとき	三・六〇	〇・四〇
二 海路		
三〇〇海里まで	〇・六〇	〇・〇八
三〇〇海里を超え一、五〇〇海里まで	一・六〇	〇・二〇
一、五〇〇海里を超え六、〇〇〇海里まで	二・四〇	〇・三三
六、〇〇〇海里を超えるとき	三・二〇	〇・四〇
六、〇〇〇海里を超えるとき	四・八〇	〇・六〇

2 三百海里を超えない航程の海路運送に対する繼越料は、關係郵政廳が、運送郵便物につき、既に陸路繼越に対する報酬を受け取つたときは、第一項に規定する金額の三分の一とする。

3 二以上の郵政廳が行う海路運送の場合には、全海路の料金は、書狀及び郵便葉書については、一キログラムごとに四フラン八十サンチム、他の物品については、一キログラムごとに六十サンチムを超えることができない。場合により、この最高額は、運送に關與する郵政廳間に運送距離に應じてこれを分配する。

4 二國間に直接行ふ海路運送でその一國の船舶によるもの及び同一國の二郵便局間に他國の業務の仲介によつて行ふ運送は、反對の協定がない限り、第三業務とみなされる。

5 小形包装物、新聞紙及び定期刊行物の予約に關する約定により差し立てる新聞紙又は新聞紙の包装物及び定期刊行物並びに價格表記の書狀及び箱物に關する約定により差し立てる價格表記箱物は、繼越に關しては、他の物品とみなされる。

6 誤送の閉袋は、繼越料の支拂に關しては、普通の線路を経由したものとみなされる。

第六十八條 繼越料の免除

第五十二條に記載する郵便料免除の通常郵便物、差出國に返送する往復郵便葉書の返信部、轉送郵便物、配達不能郵便物、到達証、郵便爲替その他郵便業務に關するすべての書類、ことに郵便振替に關する郵便物については、陸路又は海路の全繼越料を免除する。

第六十九條 特殊業務

第六十七條に掲げる繼越料は、郵政廳が他の一又は二以上の郵政廳の依頼により、特に開設し、又は維持する特殊業務によつてなす運送には、これを適用しない。この種の運送に關する條件は、關係郵政廳間に協議をしてこれを定める。

第七十條 支拂及び差引計算

- 1 繼越料は、差出國郵政廳の負担とする。
- 2 右の料金の總差引計算は、三年ごとに一回、十四日の期間内に調査作成する統計資料に従い、これを行う。この期間は、いずれかの國の業務により一週六回未満交換する郵便物に対しては、二十八日とする。統計の時期及び適用期間は、施行規則で、これを定める。
- 3 二郵政廳間の年次差額が、二十五フランを超えないときは、借方郵政廳は、すべての支拂を免除される。
- 4 各郵政廳は、實際と著しく相違すると思料する統計の結果を、仲裁委員會の評定に付することができる。この仲裁は、第十二條に規定するところに従い、これを組織する。
- 5 仲裁者は、支拂うべき繼越料の金額を裁定する権利を有する。

第七十一條 軍艦との閉袋の交換

- 1 閉袋は、締約國の一國の郵便局と外國にある同國の艦隊若しくは軍艦の指揮官との間、又はその艦隊若しくは軍艦の指揮官と同國の他の艦隊若しくは軍艦の指揮官との間に、他國の陸路又は海路の業務の仲介により、これを交換することができる。
- 2 右の閉袋に納める各種の通常郵便物は、閉袋の名あて艦又は差立艦の將校及び乗組員の發受するものに限る。この郵便物に適用すべき郵送の料金率及び條件は、軍艦の属する國の郵政廳がその内國規則によりこれを定める。
- 3 反対の協定がない限り、軍艦所屬國の郵政廳は、仲介郵政廳に対し第六十七條の規定により算出する閉袋の繼越料を負担する。

諸種の規定

第七十二條 繼越の自由の不遵守

繼越の自由に関する第二十八條の規定を遵守しない國があるときは、郵政廳は、同國との郵便業務を廢止する権利を有する。当該郵政廳は、その処置につきあらかじめ電報により關係郵政廳に通知しなければならない。

第七十三條 処罰に関する約束

- 締約國は、左の目的のため必要な処置を執り、又はこれをそのそれぞれの立法機關に提議することを約束する。
- (い) 非現行になつたものを含む郵便切手、國際返信切手券及び郵便本人票の偽造を処罰すること。
 - (ろ) 左のものの使用又は流布を処罰すること。
 - 一 偽造した郵便切手(非現行になつたものを含む)。又は既に使用した郵便切手及び偽造した又は既に使用した、料金前納用機械又は印刷機による印影
 - 二 偽造した國際返信切手券
 - 三 偽造した郵便本人票

- (は) 正規の郵便本人票の詐欺使用を処罰すること。

- (に) 一締約國の郵政廳において發行する切手類と混同し易いように偽造した又は模造した、郵便業務において使用する切手類の製造及び流布の

詐欺行爲を禁圧すること。

- (ほ) 條約及び約定により、そう入することを明らかに許される場合を除き、あへん、モルヒネ、コカイン又は他の麻酔劑並びに爆發性の又は発火し易い性質の物質を郵便物にそう入することを防止し、且つ、場合により、これを処罰すること。

最終規定

第七十四條 條約の実施及び存続期間

この條約は、千九百四十八年七月一日から、これを實施し、無期限にその効力を有する。

右の証拠として、前に掲げられた諸國の政府の全權委員は、フランス共和國政府の記録に寄託保存されるべきこの條約一通に署名した。その謄本一通は、各締約國に交付される。

千九百四十七年七月五日パリにおいてこれを作成した。

アフガニスタン國

イスラーム・ペイ・ハン

アー・カユーム

南アフリカ連邦

エル・シー・パーク

アルバニア人民共和國

カヘルヅアフ・ワイ

ドイツ國

アメリカ合衆國

ジョン・ジェー・ギレン

フランク・ペース・ジュニア代理

ジョン・ジェー・ギレン

エドワード・ジェー・マハネー

フレデリック・イー・ペートウラス

アメリカ合衆國領地全体

ジョン・ジェー・ギレン

ウランク・ペース・ジュニア代理

ジョン・ジェー・ギレン

エドワード・ジェー・マハネー

フレデリック・イー・ペートウラス

サウディ・アラビア王國

ハフィズ・ワハバ

アルゼンティン共和國

オスカル・エレ・ニコリニ代理

デー・ペー・カナルレ

デー・ペー・カナルレ

ロッケ・デ・セルビ

オーストラリア連邦

エル・ビー・ファニング

ダブリュー・ジー・ライト

オーストリア國

ドクトル・ルドルフ・クーン

ベルギー國

スタッペルツ

オー・ショッケルト

カレーム

ベルギー國コンゴ殖民地

エル・ウェリー

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国

コソフ

ボリヴィア国

アー・コスタ・ドゥ・レルス

ブラジル国

ラウル・デ・アルブケルケ

カルロス・ルイス・タヴェイラ

モアシル・ブリッグス

ジュリオ・サンチェス・ペレス

ブルガリア人民共和国

アー・ゲオグリエフ

アー・コヘノフ

カナダ

ダブリュ・ジェー・タインブル

イー・ジェー・アンダウツド

エル・ジャメイ

チリ国

ペドロ・エイサギレ

中華民國

錢泰

コロンビア共和国

エレ・ボルダ・ロルダン

ロベルト・アルシニエガス

ホルヘ・ペレス・ヒメノ

朝鮮

コスタ・リカ共和国

キューバ共和国

エセ・イー・クラーク

エベリオ・セー・フンコサ

ヘスース・ラゴ・ルナール

デンマーク国

アルネ・クロック

ヨー・エー・テー・アサスン

ドミニカ共和国

ドクトル・エメ・バストリサ

エセ・エー・パラダス

エジプト國

アフメッド・マームード・ムーシル・ベイ

モイワッド・ハリール・ビシャイ

アヌアール・バーキル

サルヴァドル共和國

エレ・アー・グスタマンテ

アー・ソレール・セーラ

エクアドル國

アー・ペー・ベラスコ

スペイン國

スペイン國殖民地全体

エタイオピア國

タファリ・テゲーニユ

フィンランド國

ヨハン・ヘロー

ウルホ・タルヴィチエ

タウノ・ブオランネ

フランス國

ル・ムエル

アルベール・ラマルル

ユスクラ

ベルナール

デマリ

ドウルエ

ジェー・ブールトウ・ミュー

アルジェリー

アー・ラブース

アッシュ・グラ

印度支那

ジー・メイエ

フランス共和國のその他の海外領土^と海外領土として統治される地域^との全体

ジー・メイエ

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國

デイー・ジュー・リドゥバリ

ダブリュー・エイチ・ウエイトマン

アール・エイチ・ロック

エー・エル・ウィリアムズ

イー・エフ・ベル

エー・ウォルステンクロフト

殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國の政府が信託統治は従前の下にある地域を含む英國の海外領土(×)全体

デイー・ジェー・リドゥバリー

ダブリュー・エイチ・ウエイトマン

アール・エイチ・ロック

エー・エル・ウィリアムズ

イー・エフ・ベル

エー・ウォルステンクロフト

ギリシャ國

デー・ヴェルナルトス

トゥ・ブレミダス

グアテマラ國

エー・ムーニョス・メアニ

ハイチ共和国

エム・ペー・ダヴィド

ホンデュラス共和国

アー・ブスタマンテ

アー・ソレルル・セーラ

ハンガリー國

モドス・エレメル

インド

ケー・プラサダ

シー・ヴェー・カニングガム

エス・エー・シッドキ

エス・エヌ・ダス・グプタ

エヌ・チャンドウラ

イラン國

エチ・ヘジャジ

アイ・パールサ

イラク國

ジーム・ハムジ

パヒール・ファイク

アイルランド國

エス・エス・ビュイルセアル

エス・オー・ヘイレアムホイン
イスラント共和国

マグヌス・ヨクムソン
イタリア國

ムスメチ・ジョヴァンニ
アントニオ・ベンネッタ
オロ・ノーヴィ

日本國

レバノン國

ジェー・ナムール

リベリア共和国

ルクセンブルグ國

ウィ・ラウス

モロッコ國(スペイン地帯を除く。)

エル・ベルノー

アンベルクロード

モロッコ國(スペイン地帯)

メキシコ國

エー・ビリヤセニョール

ラウロ・エフエ・ラミレス

ニカラグア國

ノールウェー國

ステン・ハツグ

エム・ジー・ヴァー・リー

ホーコン・エリクセン

ニユー・ジーランド

ビー・エヌ・クライアー

パナマ共和国

セー・アロチャ・グラエル

エリヒオ・オカーニャ・ペー

パラグアイ國

オスカル・エレ・ニコリニ代理

デー・ペー・カナルレ

デー・ペー・カナルレ

ロッケ・デ・セルビ

オランダ國

フアン・ホール

ホフマン

キュラサオ及びスリナム

フアン・ホール

ホフマン

オランダ領インド

ビー・ダイクウェル

ディレワイン

ペルー國

アルトゥーロ・ガルシア||サラサル代理

カルロス・マケニエ

カルロス・マケニエ

エルネスト・カセレス

フィリピン共和國

エフエ・クアデルノ

ベラルミノ・ペー・ナバロ

ポーランド國

ヴェーエル・ヴラゼック

テイ・ヤロン

エム・ヘルウィチ

ポルトガル國

ドゥアルテ・カリエイロス

ジョルジ・ブラガ

アー・バストス・ガビオン

ジョータ・クアドリオ・モラン

西部アフリカのポルトガル國殖民地

ドミンゴス・アントーニオ・ダ・ビダーデ・パレト

ジョアキン・アルナルド・ロガード・キンチノ

東部アフリカとアジアとオセアニアとのポルトガル國殖民地

ドミンゴス・アントーニオ・ダ・ビダーデ・パレト

ルイス・カンヂド・タヴェイラ

ルーマニア國

ロスカ

アイ・ニコロ

サン・マリノ共和國

エルレ・ファッキン

シヤム國

ジム・ブンブラクン

スウェーデン國

グンナル・ラーゲル

アラシ・フルトマン

チュートレ・ニールンド

スイス連邦

エフ・ヨット・ヘス

チュリゾン

ペーハー・ヅッテル

シャビュイ

ハー・グラーフ

シリア國

アディーフ・ダウーディ

チエッコスロヴァキア國

スタニスラフ・コネチニー

エフ・ホフネル

ミロスラフ・スークープ

ドクトル・フランド・ノルマン

トランスジョルダン・ハシエミット王國

チュニス國

ペー・マシャベ

トルコ國

アイ・ベセン

ウクライナ・ソヴィエト社會主義共和國

エン・スタツス

ソヴィエト社會主義共和國連邦

ペー・サラトフキン

エン・スタツス

エン・ブナヨーフ

デー・エリギン

ウルグアイ東方共和國

エメ・アグレ・アリスティギ

ヴァティカン市國

エデジオ・ヴァニョツツイ

アー・セルメ

ヴェネズエラ合衆國

パブリ・カストロ・ベセラ
エフエ・ベレス・サラス
イエメン國

ユーゴスラヴィア人民連邦共和國
グラジミル・センク

條約の最終議定書

下に署名する全権委員は、本日附で締結した万国郵便條約に署名するに際し、左のとおり協定した。

一 取りもとどし、名あて変更

第五十四條の規定は、グレート・ブリテン國並びに英國の自治領、殖民地及び保護領で、その内國法制において、差出人の請求による通常郵便物の取りもとどし又は名あて変更を許さないものには、これを適用しない。

二 相当額、最高限及び最低限

1. 各國は、左の表の指示のとおり第三十六條第一項に規定する料金を最高百分の四十引き上げ又は百分の二十引き下げる権能を有する。

	最 低 限	最 高 限
書狀〔最初の階段 追加の各階段〕	サンチム 一六六 一九六	サンチム 二八八 二六八
郵便葉書〔通常 往復〕	一九六 二九六	三三六 三六八
業務用書類〔最初の重量階段 追加の各階段〕	一六六 二六六	二八八 三六八
盲人用点字印刷物 千グラムごとに	一六六 二六六	二八八 三六八
印刷物〔最初の重量階段 追加の各階段〕	一六六 二六六	二八八 三六八
商品見本〔最初の重量階段 追加の各階段〕	一六六 二六六	二八八 三六八
小形包装物 五十グラムごとに	一六六 二六六	二八八 三六八
最低料金	一六六 二六六	二八八 三六八
録音郵便物〔最初の階段 追加の各階段〕	一六六 二六六	二八八 三六八

- 2 選定した料金は、なるべくその間に基本料金の間におけると同一の割合を保持しなければならない。各郵政廳は、その料金を、場合により、その貨幣制度の便宜に従い増減し全数とする権能を有する。
- 3 一國において採用した料金は、料金の未納又は不足に因つて到着の際徴収する料金に、これを適用する。

三 業務用書類、印刷物及び商品見本の料金の適用に対する例外

第三十六條の規定にかかわらず、各國は、業務用書類、印刷物及び見本に対し、最初の重量階段につき定める料金を適用することなく、この階段については、四センチムの料金を維持し、商品見本に対しては、最低料金を八センチムとする権能を有する。

四 常衡オンス

内國制度によりメートル法重量制を採用することができない國は、例外の処置として、常衡オンス（二八・三四六五グラム）をこれに代え、書狀及び録音郵便と称する郵便物については、一オンスを二十グラム、又、業務用書類、印刷物、盲人用点字印刷物、見本及び小形包装物については、二オンスを五十グラムとみなす権能を有する。

五 外國における通常郵便物の差出

いかなる國も、その領域内に居住する差出人が、外國において定める一層低い料金の利益を受けるため同國において差し出し、又は差し出させる郵便物は、差出人の何人であるかを問わず、これを送達し、又は名あて人に配達する義務がない。この規則は、差出人が居住國において準備した上國境を通過搬出した郵便物及び外國において作成した郵便物に、ひとしくこれを適用する。關係郵政廳は、その郵便物を差出元に返送し、又はこれにその内國料金を課する権能を有する。料金徴収の方法は、その選定にまかせる。

六 國際返信切手券

郵政廳は、國際返信切手券の發賣をしないか、又はその賣さばきを制限する権能を有する。

七 書留料

第五十六條第二項に規定する書留料を四十センチムと定めることができない國は、五十センチム又は、場合により、その内國業務につき定める率に達する料金を徴収することができる。

八 航空業務

- 1 航空路による通常郵便物の運送に関する規定は、萬國郵便條約に附属し、この條約及びその施行規則の一部を成すものとみなされる。
- 2 もつとも、右の規定の修正は、條約の一般規定にかかわらず、直接に關係のある郵政廳の代表者を包含する小會議で、隨時これを審議することができる。
- 3 右の小會議は、右の郵政廳中の少くとも三郵政廳の請求により國際事務局の仲介で、これを招集することができる。
- 4 右の小會議により提議された規定の全体は、國際事務局の仲介により、これを連合國の投票に付さなければならない。決定は、表明された投票の多数によつて、これを行う。

九 小形包装物の継越の自由に対する例外

第二十八條の規定にかかわらず、ソヴィエト社会主義共和國連邦郵政廳は、その領域を通過する継越小形包装物を許さないことができる。この制限は、すべての連合國に一樣にこれを適用するものとする。

十 シベリア横断鉄道及びアンデス横断鉄道經由の特別継越料

- 1 第六十七條第一項の規定（表）にかかわらず、ソヴィエト社会主義共和國連邦郵政廳は、六千キロメートルを超える距離に対し、書狀及び郵便書一キログラムごとに四フラン五十センチム並びに他の物品一キログラムごとに五十センチムの割合のシベリア横断鉄道經由の継越料を二方面（滿洲里又はウラジオストク）につき徴収することができる。
- 2 アルゼンティン共和國郵政廳は、アンデス横断鉄道のアルゼンティンに属する部分を經由して継越運送される各種通常郵便物一キログラムごとに、條約第六十七條第一項一に記載する継越料の外三十センチムの補充料を徴収することができる。

十一 アフガニスタン國のための特別の継越條件

第六十七條第一項の規定にかかわらず、アフガニスタン國郵政廳は、運輸及び通信手段についての特別の困難に因り、自國を經由する閉袋及び開袋の通常郵便物の継越を、当分の内、同廳と關係郵政廳との間に特別に協定する條件で行うことができる。

十二 アデンにおける特別保管料

例外として、アデン郵政廳は、アデンにおいて保管するすべての閉袋に対し、同廳がその閉袋につき陸路又は海路の繼越料を受けないときは、郵袋一個につき四十センチメートルの料金を徴収することができる。

十三 積換の特別料金

例外として、ポルトガル國郵政廳は、リスボン港において積換をするすべての閉袋に対し、郵袋一個について四十センチメートルを徴収することができる。

十四 代表されない國に対し加入の余地を残す議定書

議定書は、大会議に代表されない連合國が大会議において締結された條約及び諸約定に又はそのうちのあるものみに加入することができるように、余地を残す。

十五 代表された國に対し署名及び加入のために余地を残す議定書

議定書は、代表者が大会議で決定された條約又はある約定のみに本日署名した國が本日署名された他の諸約定又はそのある約定に加入することができるように、余地を残す。

十六 加入通知の期間

十四及び十五の條項に規定する加入は、外交上の形式により、当該政府からこれをフランス共和國政府に通知し、且つ、同國政府から他の連合國に通知しなければならない。この通知のため当該政府に與えられた期間は、千九百四十八年七月一日で満了する。

十七 條約及び約定への加入を一時妨げられている國に対し加入の余地を残す議定書

1 千九百四十六年十二月十二日の國際連合總會の決議に従い第十二回万国郵便大会議が行つた決定により、條約及び約定への加入を一時妨げられているスペイン國、モロッコ國（スペイン地帯）及びスペイン國の殖民地全体は、その決議が廢止され、又は目的を失つたときは直ちに、第三條に規定する手續によらずに、これらの文書に加入することができる。

2 條約及び約定への加入を一時妨げられているドイツ國、日本國及び朝鮮は、責任当局が適當と判断する時に、第三條に規定する手續によらずに、これらの文書に加入することができる。

3 第一項及び第二項に規定する加入は、外交上の形式により、当該政府からこれをフランス共和國政府に通知し、且つ、同國政府から他の連合國に通知しなければならない。

右の証拠として、下記全權委員は、規定が條約の本文中に入れられたと同一の効力及び同一の價值を有すべきこの議定書を作成し、フランス共和國政府の記録に寄託保存されるべき一通に署名した。その謄本一通は、各締約國に交付される。

千九百四十七年七月五日、パリにおいてこれを作成した。

署名（條約の場合と同じ。）

南アフリカ連邦の委員は、この條約の受諾が、南西アフリカの委任統治地域を包含することを宣言する。

千九百四十七年七月五日、パリにおいて

ユル・シー・パーク

五〇
附属書

國際連合と万国郵便連合との間の協定

前文

國際連合憲章第五十七條により國際連合に課せられる義務にかんがみて、國際連合及び万国郵便連合は、次のとおり協定する。

第一條

國際連合は、万国郵便連合（以下連合という。）がその基本法規中に定めた目的を達成するために右の法規に即するすべての措置を執ることを任務とする専門機関であると認める。

第二條 相互の代表

- 1 國際連合の代表者は、連合の大会議、事務上の小會議及び委員会に出席し、これらの会合の討議に投票権なしで参加するように勧誘される。
- 2 議事日程に記載された連合が利害關係を有する問題が取り扱われるときは、連合の代表者は、國際連合の經濟社会理事会（以下理事会という。）、その委員会又は小委員会の会合に出席し、その諸機関の討議に投票権なしで参加するように勧誘される。
- 3 連合の代表者は、連合所管の問題が討議されるべき総会の会合に諮問的な資格で出席し、又、連合が利害關係を有する問題を取り扱う総会の主要な委員会の討議に投票権なしで参加するように勧誘される。
- 4 國際連合事務局は、連合が提出するすべての文書による通報を、場合により、總會、理事会及びその諸機関並びに信託統治理事会の構成員に配布する。同様に、連合は、國際連合が提出する文書による通報をその連合員に配布する。

第三條 議事日程への問題の記載

必要とされることのある事前の協議を留保して、連合は、國際連合が連合に提起する問題を、連合の大会議、事務上の小會議若しくは委員会の議事日程に記入し、又は、場合により、万国郵便條約に規定される手続に従つて連合員に付議する。相互的に、理事会、その委員会及び小委員会並びに信託統治理事会は、連合がこれらに付議する問題を、その議事日程に記入する。

第四條 國際連合の勧告

- 1 連合は、國際連合が連合にあててすべての公式の勧告を、万国郵便條約が規定する手続に従い、その大会議、事務上の小會議及び委員会又は連合員にすべての有益な目的のためになるべく早く付議するため、すべての措置を執らなければならない。この勧告は、連合にあてられ、直接その連合員にあてられてはならない。
- 2 連合は、國際連合の要請により、この勧告に関して、國際連合と意見を交換し、又、連合又はその連合員が前記の勧告について執つた措置又はこの勧告を考慮した後に生じたすべての他の結果について、適当な時に國際連合に報告する。
- 3 連合は、諸専門機関及び國際連合の活動の効果的な調整を確保するために必要なすべての他の手段に協力する。特に、連合は、理事会がこの調整を助長するため設置することのあるすべての機関と協力し、又、この事業の完遂に必要な情報を提供する。

第五條 情報及び書類の交換

- 1 ある種の書類の秘密の保持に必要な措置を留保して、情報及び書類の最も完全で且つ最も迅速な交換が、國際連合と連合との間に行われる。
- 2 前項の規定の一般性を害することなく、
 - (い) 連合は、業務年報を國際連合に提供する。
 - (ろ) この協定第十一條の規定を留保して、連合は、國際連合が連合に対してなすことのある特別報告、研究又は情報のすべての請求にできる限り應ずる。
 - (は) 連合は、その所管問題に関し、信託統治理事会が連合に求めることのある意見書を提出する。
 - (に) 國際連合事務総長は、連合國際事務局長の請求により、連合に対して特別の利害關係がある情報を連合に與えるような意見の交換を、連合國際事務局長と行う。

第六條 國際連合への援助

- 1 連合は、國際連合、その主要機関及び補助機関と協力し、且つ、万国郵便條約の規定と相いれる範囲内で、これに助力することに同意する。

2 國際連合の加盟國に關しては、連合は、憲章第百三條の規定に従い、万国郵便條約又はその附屬約定のい^すれの規定も、一國の國際連合に対する義務の遵守を妨げ又はこれを制限するものとして、援用され得ないことを承認する。

第七條 職員に關する取極

國際連合及び連合は、職員を採用條件をできる限り一樣にするために、且つ、その募集上競争を避けるために、必要な範圍内で協力する。

第八條 統計業務

- 1 國際連合及び連合は、情報及び統計資料の最大の効果と利用とを確保するため協力することに同意する。
- 2 連合は、國際連合が諸國際組織の一般目的に役立つ統計の収集、分析、発表、統一及び改善を担当する中央機關であることを承認する。
- 3 國際連合は、連合がその固有の分野に属する統計の収集、分析、発表、統一及び改善を行う資格を持つ機關であることを承認する。但し、この統計が國際連合自体の目的の實現及び全世界にわたる統計の發達上重要である限り、これに対し國際連合が持つ関心は、妨げられることはない。

第九條 行政的及び技術的業務

- 1 國際連合及び連合は、その人員及び財源を最も良く利用するために、相互に競争し又は重複する業務の創設を避けることが望ましいことを承認する。
- 2 國際連合及び連合は、公文書の登録及び保管のためすべての有益な措置を執る。

第十條 予算規定

連合の年次予算は、これを國際連合に通知し、總會は、これに關し連合の大会議に勧告を行う権能を有する。

第十一條 特別業務費の支弁

國際連合がこの協定の第五條又は他の規定により特別報告、研究又は情報を請求した結果、連合が多額の臨時費の支出を要する場合には、この費用の最も公正な支弁方法を決定するため意見を交換する。

第十二條 諸機關間の協定

連合は、連合が他の専門機關又は他の政府間組織と締結するすべての協定の性質及び範圍について理事会に通知する。なお、連合は、この種の協定の準備についても理事会に通知する。

第十三條 連絡

- 1 國際連合及び連合は、前記の諸規定を協定し、もつて両組織間に有効な連絡を確保するため両者が貢献することの希望を表明する。両者は、これがため必要な手段を合意によつて執る意思を確認する。
- 2 この協定に定める連絡に關する規定は、連合と附屬業務及び地方業務を含む國際連合との關係に望ましい限り、これを適用する。

第十四條 協定の実施

國際連合事務總長及び連合の実施連絡委員會議長は、この協定の適用のため、両組織の經驗に照らし望ましいと思われるすべての補足取極を締結することができる。

第十五條 効力の發生

この協定は、千九百四十七年バリーで締結された万国郵便條約に附屬する。この協定は、國際連合の總會の承認を経て、最も早い場合でもこの條約と同時に効力を生ずる。

第十六條 改正

この協定は、両締約者のい^すれか一方からの六箇月の予告の後に、國際連合と連合との間の協議により、これを改正することができる。

千九百四十七年七月四日バリーにおいて

万国郵便連合第十二回大会議長 ジー・ジー・ル・ムエル
専門機關との交渉を命ぜられた經濟社會理事会の小委員會臨時委員長 ヤン・バパネク

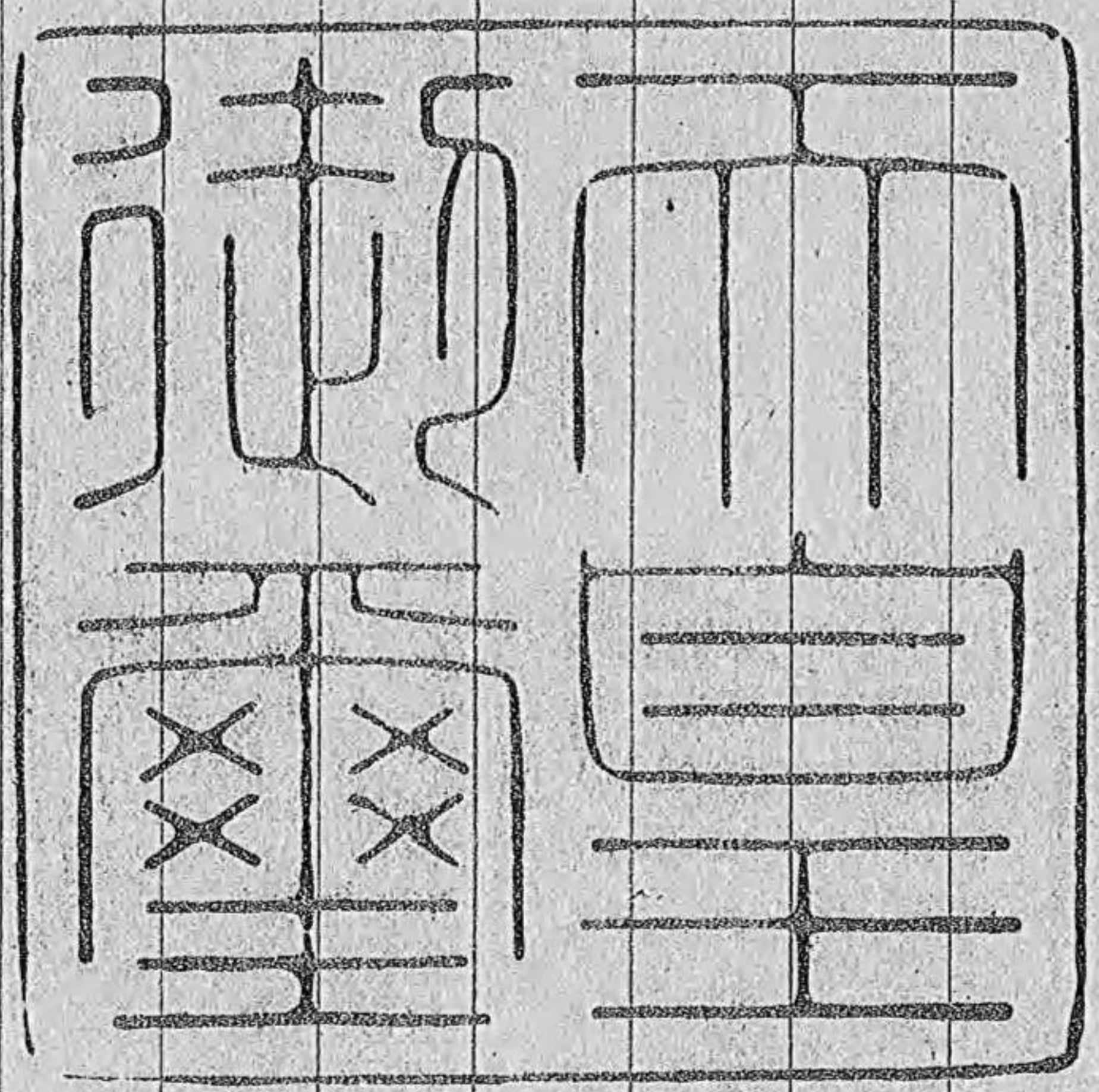
外務大臣 芦田 均

逓信大臣 角 孝 二

内閣総理大臣 芦田 均

小包郵便物に関する約定を
ここに公布する。

裕仁



昭和二十三年七月一日

内

閣